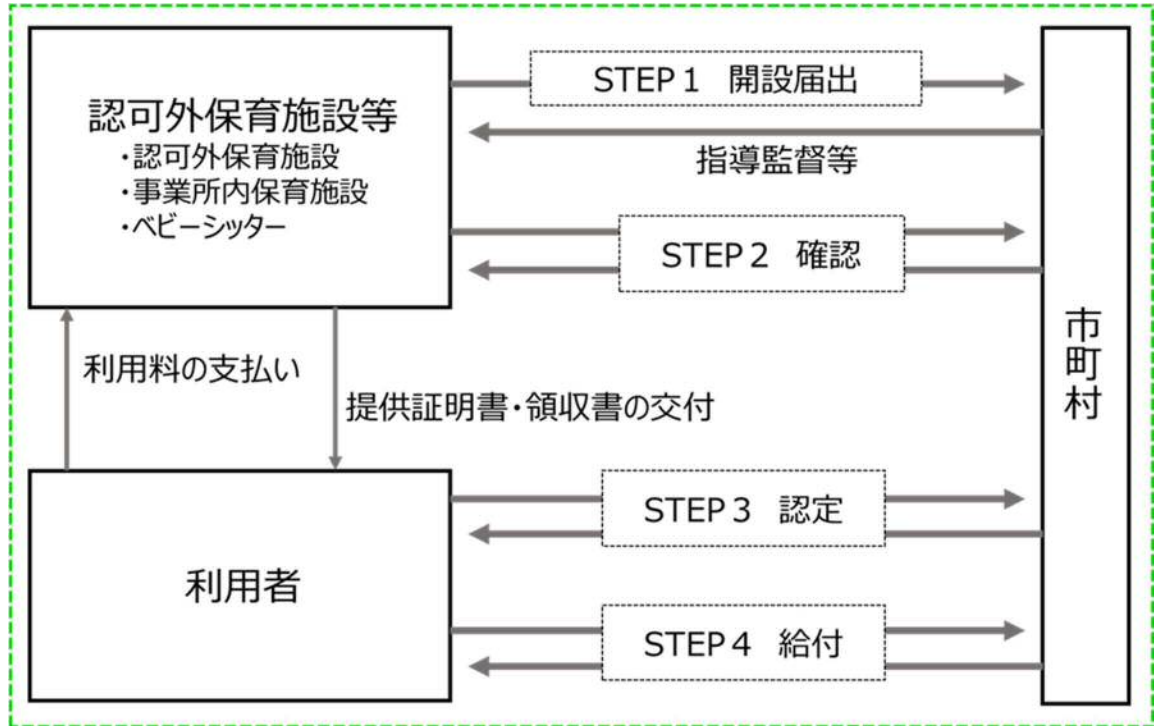


認可外保育施設等にかかる幼児教育・保育の無償化について

1 無償化の流れについて

無償化にあたっては、事業者・保護者について、次のような手続きが必要となります。



2 無償化の対象となる事業者について

国が定めた基準を満たす事業者を無償化の対象としていますが、5年間を経過措置期間として、現状、基準を満たしていない事業者も無償化の対象とすることとしています。（基準詳細は別添参考資料1のとおり）

経過措置期間中の5年間は、認可外保育施設としてのSTEP1「開設届出」を行っており、STEP2「確認」の手続きを行った事業者であれば、無償化の対象となります。

3 無償化の対象経費について

無償化の対象となる経費は、通常の利用料となっており、給食代等の実費にかかる費用は無償化の対象外とされています。

【無償化の対象となる費用】

利用料

【無償化の対象外となる費用】

入園料

特定費用（教材費・行事費・食材料費・通園送迎費 等）

4 確認申請について

(1)「確認」の概要

幼児教育・保育の無償化において、各市町村が無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となることや対象施設等に求める基準を満たしていることを把握するとともに、「確認」を行った施設について名古屋市のHPに掲載（公示）します。また、確認は、施設等の所在地の市町村が行い、他の市町村においても効力を有することになります。

なお、確認を行っていない施設を利用した保護者に対して、無償化に係る給付を行うことはできません。

(2) 認可外保育施設等に係る「確認」の内容

ア 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

対象施設	内閣府令等で定める基準の概要	根拠規定
認可外保育施設	従来の <u>指導監督基準</u> と同様 (5年間の経過措置あり)	子ども・子育て支援法 施行規則第 1条

イ 対象施設等の運営に関する基準

幼児教育・保育の無償化の対象となる施設については、以下の運営に関する基準を満たしていただく必要があります。（詳細は別添参考資料2のとおり）

①教育・保育等の提供の記録、②利用料や実費の徴収可能費目及び手続き、
③領収証等の交付、④秘密保持、⑤諸記録の整備 等

(3) 提出書類について

法人等	個人立
① 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（第15号様式、別紙 3）	
② 定款、寄附行為	② 設立代表者の印鑑登録証明書
③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	③ 住民票（記載事項証明書）
④ 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外施設設置届及び変更届の写し※省略可	
⑤ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し（証明書の交付を受けていない場合は、基準への適合状況）※省略可	
⑥ 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことが分かる書類※省略可	
⑦ 料金表及び利用案内・パンフレット	

5 施設等利用給付「認定」手続きについて

認可外保育施設等の利用料を無償化するためには、保護者はお住まいの市町村（名古屋市の場合、名古屋市無償化事務センター）に対し、「認定」手続きを行っていただく必要があります。

○子育てのための施設等利用給付認定＝利用料無償化の対象者

施設等利用給付2号認定子ども（新2号認定子ども）

満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども（＝3歳児クラス以上）であって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

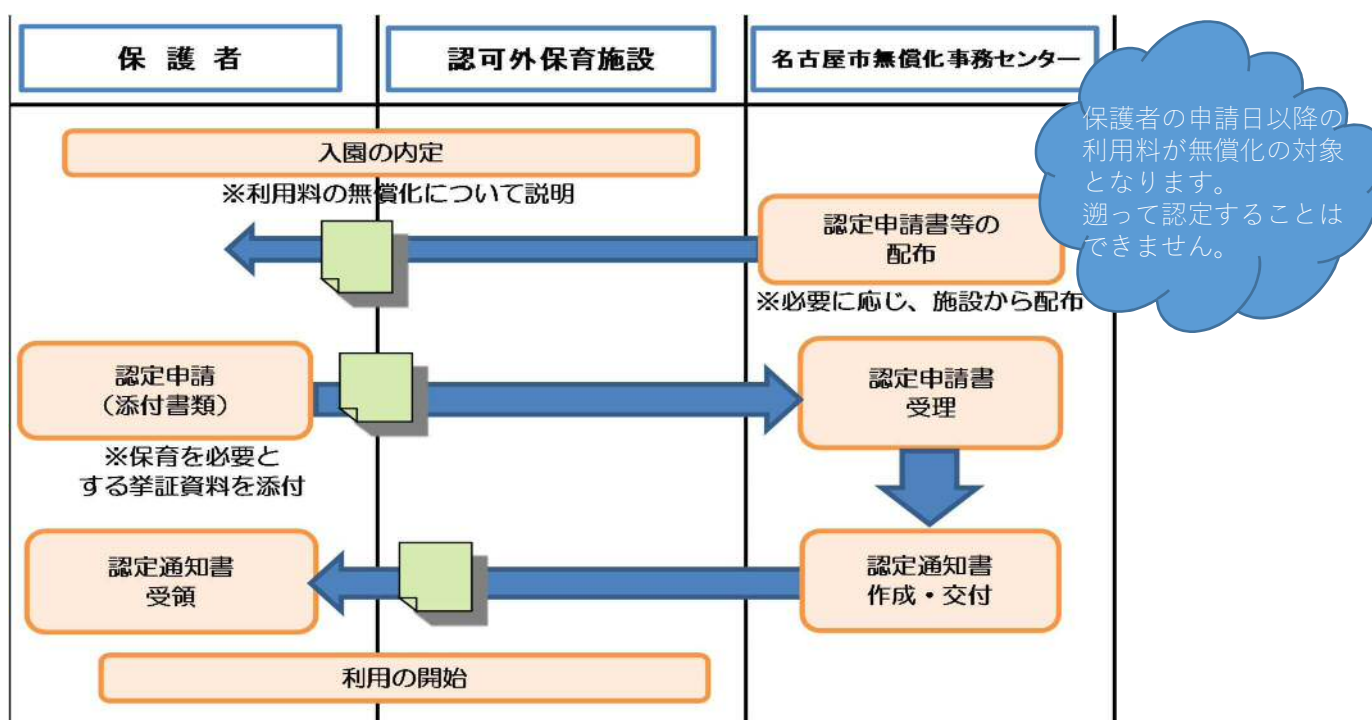
施設等利用給付3号認定子ども（新3号認定子ども）

満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども（＝0歳児クラス～2歳児クラス）であって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者（市町村民税非課税（※）世帯、生活保護世帯、里親等）であるもの

※4月～8月までは前年度分、9月～3月までは当該年度分の税額で判定

※認可外保育施設等の利用料無償化の対象者は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所を利用していない子どもに限ります。（幼稚園及び認定こども園の教育利用の方は例外あり）

▼認定手続きの流れ



○保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）

保育所等の入所要件と同じ内容となります。

保育の 必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期限
就 労	月64時間以上、労働をすることを常態としていること。	最長で、お子さんの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること。	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾 病 等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること。	① 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、お子さんの就学前日まで
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	②その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
発達援助	身体障害者手帳または愛護手帳を所持するおおむね3歳以上のお子さん（申請対象のお子さん）を監護していること。	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	原則として、3歳クラス以上のお子さん（申請対象者のお子さん）であって、下の子の育児休業中であること。	育児休業終了日の属する月の末日まで

※市町村により内容が異なる場合があります。

要件は保護者の居住市町村ごとに判断します。

6 施設等利用「給付」について

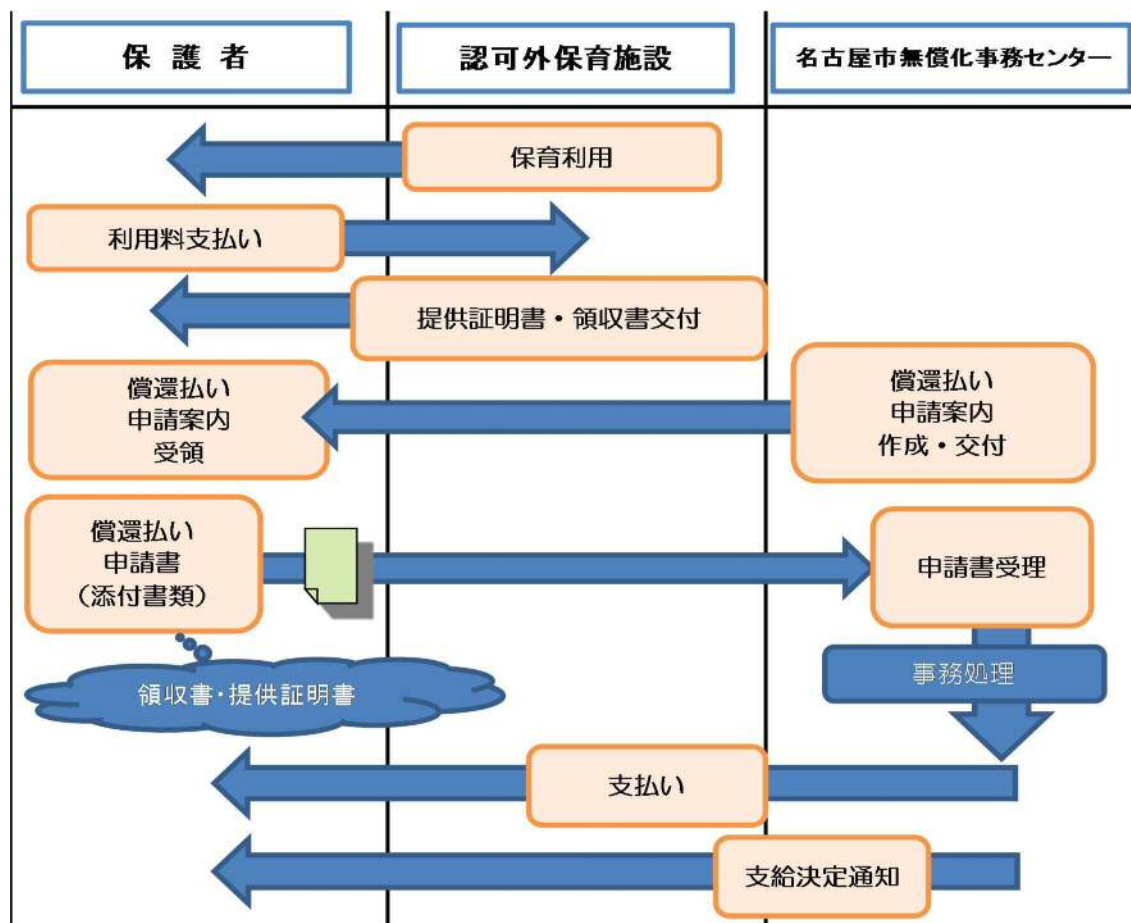
新2号認定又は新3号認定を受けているお子さんが認可外保育施設等を利用した場合、上限額の範囲内で利用料が無償化されます。

認可外保育施設等については、保護者が一旦事業者を利用料を支払い、後日、上限額の範囲内で市が保護者へ還付する「償還払い」の仕組みとなります。

○無償化の対象となるお子さん

新2号認定子ども	満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
新3号認定子ども	満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者（市町村民税非課税（※）世帯、生活保護世帯、里親等）であるもの

▼「給付（償還払い）」の流れ



○無償化の対象となる費用・対象外の費用

【無償化の対象となる費用】

利用料

【無償化の対象外となる費用】

入園料、特定費用（教材費、行事費、食材料費、通園送迎費等）

○利用にあたっての手続き

各事業者は保護者に対し、「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を交付する必要があります。（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第56条）

無償化の対象は「利用料」のみとなるため、「領収書」には「利用料」とおやつ代等の「特定費用」とを区分して記載する必要があります。

利用料の設定方法は、引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定が可能です。

提供証明書や領収書については、毎月発行いただいても、3か月に1回発行いただいても構いませんが、請求締切日に間に合うように発行する必要があります。

○償還払いの手続き

償還払いは以下のスケジュールで年4回行います。

区 分	申請案内	提出締切	支払い
4月～6月利用分	7月上旬	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月上旬	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月上旬	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	3月上旬	4月末	6月中旬

○無償化（施設等利用給付）上限額について

認定区分	上限額
新２号認定子ども	月額３．７万円
新３号認定子ども	月額４．２万円

※月途中で認定を開始・終了した場合は、上限額の日割り計算（上限額×認定期間中の日数÷その月の日数）を実施

○幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用者の認可外保育施設等の無償化について

幼稚園や認定こども園（教育利用）の利用者については、認可外保育施設等の利用は原則無償化の対象外となりますが、利用する施設が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満又は開所日数２００日未満）に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児デイケア事業、ファミリーサポートセンター事業の利用も無償化の対象となります。

実際の預かり保育の利用の可否ではなく、「確認」申請時における各幼稚園等の預かり保育の提供の状況（予定）により、判断することとなります。

この場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育の無償化上限額から預かり保育の無償化支給額を差し引いた残りの金額となります。

（預かり保育無償化上限額）

認定区分	上限額	
新２号認定子ども	月額１１，３００円	※左の上限額に関わらず ４５０円×利用日数が上限
新３号認定子ども	月額１６，３００円	

【認可保育所】

認可保育所 (基本保育料) 37,000円

【幼稚園+預かり保育】

預かり保育 ※保育の必要性のあり	11,300円 を 上 限
幼稚園 (基本保育料) ※全員	25,700円 を 上 限

【幼稚園+預かり保育+認可外保育】

認可外保育※保育の必要性のあり	11,300円 を 上 限
預かり保育※保育の必要性のあり	
幼稚園 (基本保育料) ※全員	25,700円 を 上 限

○給付額の計算（預かり保育＋認可外の例）

・ <u>預かり保育を月 15 日利用 1 日 400 円</u> ・ <u>認可外保育施設を月 5 日利用 1 日 3,000 円</u>	
≪ 預かり保育の無償化給付額 ≫	
（実利用料）	（給付限度額）
400 円 × 15 日 = 6,000 円	450 円 × 15 日 = 6,750 円
⇒ 実利用料の方が小さいため、6,000 円を給付	
≪ 当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額 ≫	
11,300 円 − 6,000 円 = 5,300 円	
≪ 認可外保育施設の無償化給付額 ≫	
（実利用料）	（給付限度額）
3,000 円 × 5 日 = 15,000 円	5,300 円
⇒ 給付限度額の方が小さいため、5,300 円を支給。預かり保育と合計で 11,300 円を支給	

7 その他

質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げについて

今般の幼児教育・保育の無償化は教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることはあってはならないとされています。

なお、質の向上を伴う場合などで、平成31年4月1日以降に利用料を改定した際は、直近の利用料の変更内容及びその理由を掲示する必要があるとされています。（平成31年3月29日児童福祉法施行規則改正）

○幼児教育・保育の無償化にかかる認可外保育施設の基準

子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）

（法第七条第十項第四号の基準）

第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするもの以外のものに係る同号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上である施設 次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

イ 保育に従事する者の数及び資格

- （１） 保育に従事する者の数が、満一歳未満の小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない小学校就学前子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない小学校就学前子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の小学校就学前子どもおおむね三十人につき一人以上であること。ただし、当該者の数は二人を下ることはできないこと。
- （２） 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有する者であること。
- （３） 保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。

ロ 保育室等の構造、設備及び面積

- （１） 小学校就学前子どもの保育を行う部屋（以下「保育室」という。）、調理室（給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合その他の場合にあっては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所があること。
- （２） 保育室の面積は、小学校就学前子ども一人につきおおむね一・六五平方メートル以上であること。
- （３） おおむね一歳未満の小学校就学前子どもの保育を行う場所は、おおむね一歳以上の小学校就学前子どもの保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。
- （４） 保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。
- （５） 便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。
- （６） 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね二十人につき一以上であること。

ハ 非常災害に対する措置

- （１） 消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。
- （２） 非常災害に対する具体的計画が立てられていること。

- (3) 非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。
- (4) 保育室を二階に設ける場合は、保育室その他の小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次の(i)及び(ii)のいずれも満たさないものである場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。
- (i) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
- (ii) 次の表の上欄の(i)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。

(い)	1 屋内階段 2 屋外階段
(ろ)	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

- (5) 保育室を三階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
- (i) 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- (ii) 次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(i)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるように設けられていること。

三階	(い)	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 屋外階段
	(ろ)	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	(い)	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段
	(ろ)	1 建築基準法施行令第二百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有するものに限

		る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。)又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段

(iii) 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

(イ) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ロ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(iv) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。

(v) 保育室その他小学校就学前子どもが出入りし又は通行する場所に小学校就学前子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。

(vi) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられること。

(vii) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

ニ 保育の内容等

(1) 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。

(2) 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。

(3) 小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。

(4) 小学校就学前子どもに対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。

(5) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

(6) 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。

(7) 保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。

(8) 小学校就学前子どもに身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。

(9) 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体

制がとられていること。

- (10) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。
- (11) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。
- (12) 保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等に適切に対応されていること。

ホ 給食

- (1) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。
- (2) 小学校就学前子どもの年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。
- (3) 調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。

ヘ 健康管理及び安全管理

- (1) 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。
- (2) 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。
- (3) 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び一年に二回実施されていること。
- (4) 職員の健康診断が採用時及び一年に一回実施されていること。
- (5) 調理に携わる職員の検便がおおむね一月に一回実施されていること。
- (6) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
- (7) 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。
- (8) 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
- (9) 満一歳未満の小学校就学前子どもを寝かせる場合には、仰向けに寝かせることとされていること。
- (10) 保育室での禁煙が厳守されていること。
- (11) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること
- (12) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
- (13) 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。
- (14) 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。
- (15) 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
- (16) 施設において提供される保育サービスを利用しようとする者からの利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約内容等についての説明が行われていること。
- (17) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

二 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの人数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務を目的とする施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね三人につき一人以上であること。
- (2) 保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

ロ 保育室等の構造、設備及び面積

- (1) 保育室のほか、調理設備（施設外調理その他の場合にあっては必要な調理機能）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

ハ その他

前号イ(3)、ロ(4)及び(5)、ハ(1)及び(3)、ニ(1)から(12)まで、ホ(1)から(3)まで並びにヘ(1)から(17)までに定める事項を満たしていること。

三 法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とするものであって、複数の保育に従事する者を雇用している施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一人につき原則一人以上であること。

ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ 第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで及び(6)から(11)まで並びにヘ(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号ヘ(14)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面による掲示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

四 前号に掲げる施設以外の施設 次に掲げる全ての事項を満たすこと。

イ 保育に従事する者の数が、小学校就学前子どもおおむね一人につき原則一人以上であること。

ロ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ハ 第一号イ(3)、ハ(3)、ニ(1)から(4)まで、(6)前段、(7)及び(8)並びに(10)及び(11)並びにヘ(1)、(4)及び(7)から(17)までに定める事項を満たしていること。この場合において、同号ヘ(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、同号ヘ(14)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面による提示」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。



居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)の基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（抜粋）

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者という。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用給付費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知）

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

（施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的

身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども（法第三十条の八第一項に規定する「施設等利用給付認定子ども」をいう。以下この条において同じ。）又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。